

ケアハウスの地域整備状況について —「特定」指定の有無別・都道府県市区町村別整備状況—

Situation of Areal Establishment of Care House
—Situation of Establishment by Designation or Undesignation of
“Care House with Nursing Care Service” and by Prefecture and Commune—

瀧澤 雄三・寺内 剛敏*

Yuzo TAKIZAWA, Taketoshi TERAUCHI

1. 研究の背景と目的

ケアハウスとは、軽費老人ホーム^{注1)}のひとつで、独立して暮らすには日常生活に多少不安はあるが、身の回りのことは自分でできるという、いわゆる健常高齢者のための施設である。部屋は個室で、福祉施設ながら個人の生活を重視した居住空間となっている。食事や入浴サービスがあり、それ以外は自分で生活設計を立て自宅と同じように生活できる。手軽な料金で利用できるのも魅力である。また、ケアハウスは平成12年度の介護保険法により制定された「特定施設入居者生活介護」^{注2)}（以下、「特定施設」とする）の対象施設である。この「特定施設」は、人員基準、設備基準、運営基準を満たし、都道府県知事から事業者指定を受けることにより24時間体制で施設スタッフによる入浴や食事の介助、リハビリといった介護サービスを提供できるようになる。

この認定を受けることにより入居者に身体機能の低下や障害が生じてケアハウスで介護サービス等を受けることが可能になり、特別養護老人ホーム^{注3)}などの他の介護施設へ移る必要がなくなる。この様に、健康な時はもちろんのこと、ADL^{注4)}が低下し、介護が必要になっても「特定施設」の指定を受けることにより当該施設で住み続けることが可能になり、生活環境の変化が負担になる高齢者にとって、安心して生活の出来る施設であるといえる。このケアハウスは平成2年に創設されて以来、高齢者に新しい住まい方を提供してきたが、ゴールドプラン21^{注5)}においても施設整備目標が定められ施設整備が行われてき

たが、その整備目標には遠く及ばず、今後も引き続き増加する高齢者のためにも、ケアハウスの整備が急務の課題となっている。

本報告では、ケアハウス創設から現在(平成18年3月31日)に至るまでの施設数と定員数の都道府県別等の地域的な整備状況や市区町村別の整備状況を把握し、今後のケアハウスの施設整備計画にあたっての基礎資料を得ることを目的としている。

2. 研究方法

平成18年3月31日現在の全ケアハウスの設置状況を把握するために、各都道府県及び政令指定都市に対し、施設名・所在地・設置主体・定員・設置年度・及び「特定施設」の認定状況（以下、「認定」「未認定」とする）・認定定員・認定年度等に関するアンケート調査を実施した。

分析方法は、ケアハウス全体及び「認定」施設の整備状況を都道府県別・市区町村別に分析する。なお、市区町村については、より身近なコミュニティ単位として平成の市町村合併以前の旧市区町村単位（平成12年7月1日現在）で集計し、分析する。

3. ケアハウス施設数

(1) 「認定」「未認定」別施設数 (表1、図1)

平成18年3月31日現在のケアハウスの全施設数は、1742施設である。そのうち認定を受けている施設は212施設と少なく、全体の12%にとどまっている。この「認定」には、施設定員の全てが認定された施設と、定員の一部が認定された施設とがある。これをみると、全定員認定の施設は128施設、一部定員認定の施設は84施

※ 小山工業高等専門学校・専攻科2年(2008年度)

設となっている。

(2) ケアハウス施設数の経年変化 (図2)

ケアハウスは平成2年度から登場し、当初5施設で始まった。平成5年度までそれほど大きな伸びはみられない。平成6年度以降急激に増加傾向を呈するが、平成11年度をピークにそれ以降、その増加傾向にかげりがみえる。次に「認定」施設についてみると、「認定」施設は平成11年度に登場し、まだ数は少ないものの年々増加傾向を示している。

表1 「認定」「未認定」別施設数

全施設数		1742
認定施設数	一部定員認定施設数	84
	全定員認定施設数	128
未認定施設数		1530
定員数		68908
認定定員数		8255
未認定定員数		60653

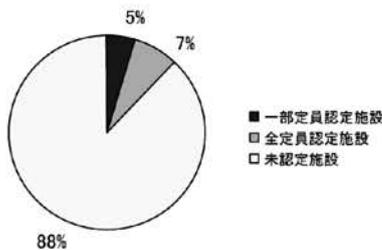


図1 「特定施設」認定状況

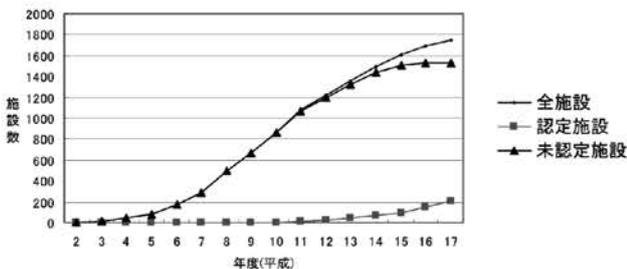


図2 ケアハウス施設数の推移

(3) 設置主体別施設数の経年変化 (図3、図4)

設置主体別にケアハウス施設数をみると、「社会福祉法人」が1671施設と全体の9割以上を占めている。他の「医療法人」「組合」「公立」「株式会社」は合わせても71施設で、全体の約4%と非常に少ない。

「社会福祉法人」及び「公立」の施設は平成2年度のケアハウス創設当初から登場し、増加し続けているが、平成11年度をピークにそれ以降は増加傾向にかげりがみえる。「医療法人」は

平成8年度に登場し、施設数としては、「社会福祉法人」「公立」に続いて多く、増加傾向を示している。「組合」は、平成5年度に登場したが、平成12年度を最後に設置例はみられない。「株式会社」は平成16年度に登場したばかりで、現在わずか3施設のみである。

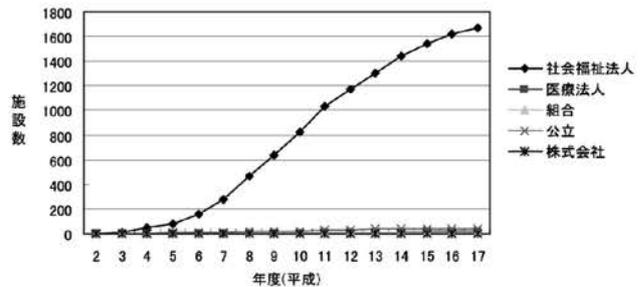


図3 設置主体別施設数の推移

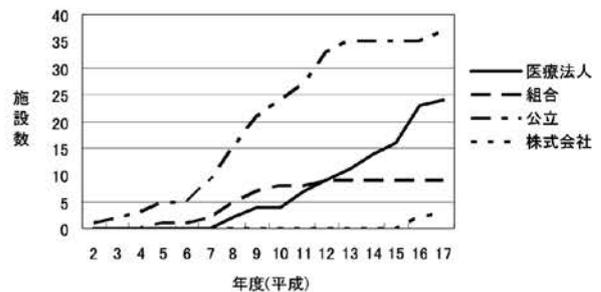


図4 社会福祉法人を除く設置主体別施設数の推移

(4) 設置主体別「認定」施設数の経年変化 (図5、図6)

次に「認定」施設をみると、上記(3)で述べたと同様に「社会福祉法人」が圧倒的に多く、他の設置主体のものは非常に少ない。「社会福祉法人」の認定施設は平成11年度から、「医療法人」は平成13年度から登場し、それぞれ増加の一途をたどっている。「組合」と「公立」は、平成17年度に認定を受けたそれぞれ1施設のみである。「株式会社」は平成16年度に初めて登場し、まだわずか3施設であるが、いずれも「認定」施設となっている。

(5) 設置主体別「認定」状況 (表2、図7)

設置主体別に「認定」施設比率をみると、「株式会社」は3施設と少ないが、100%の認定状況であり、次いで「医療法人」が38%の認定状況となっている。ケアハウスのほとんどを占める「社会福祉法人」の認定比率は12%にとどまり、更

に「公立」に至っては3%と非常に低い。この様に「社会福祉法人」は施設数は多いが、「認定」施設は少ない。

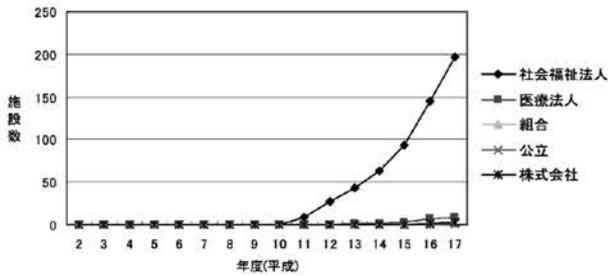


図5 設置主体別認定施設数の推移

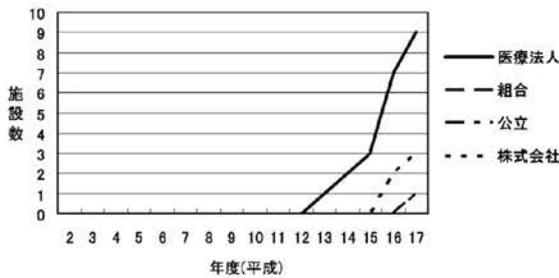


図6 社会福祉法人を除く設置主体別認定施設数の推移

表2 設置主体別施設数 - 認定施設数

設置主体	施設数	認定施設数	
		一部定員認定施設	全定員認定施設
社会福祉法人	1671	198	79
医療法人	24	9	3
組合	7	1	0
公立	37	1	0
株式会社	3	3	1
合計	1742	212	84

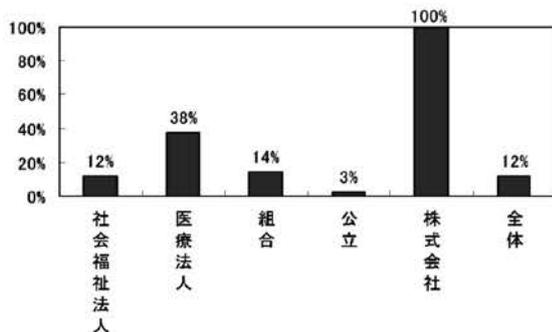


図7 設置主体別「特定施設」認定率

4. 都道府県別整備状況

(1) 高齢者人口10万人あたり施設数 (図8、図9)

高齢者人口10万人あたりのケアハウス施設数をみると、各都道府県の平均値は6.8施設である。この中で、比較的整備が進んでいる都道府県は、徳島県(17.8施設)、鳥取県(16.4施設)、香川県(15.2施設)等がある。逆に整備が遅れている都道

府県は、東京都(1.2施設)、沖縄県(1.8施設)、神奈川県(1.9施設)等となっている。

ブロック別にみると、比較的整備が進んでいるのは高知県を除いた四国地方、島根県を除いた中国地方である。関東地方は都県による整備状況の差が大きく、その中でも東京都と神奈川県は非常に整備が遅れている都県である。

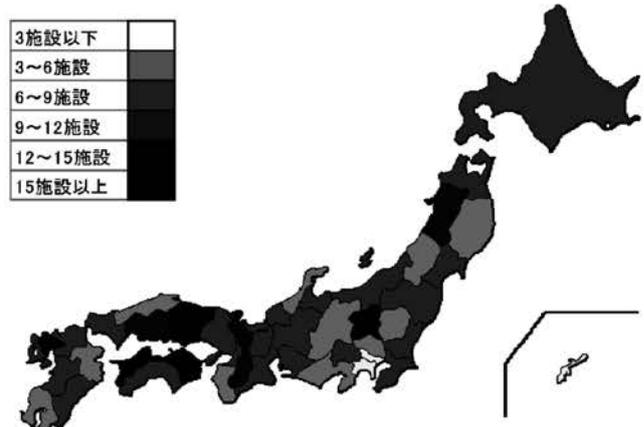


図8 都道府県別高齢者人口10万人あたり施設数

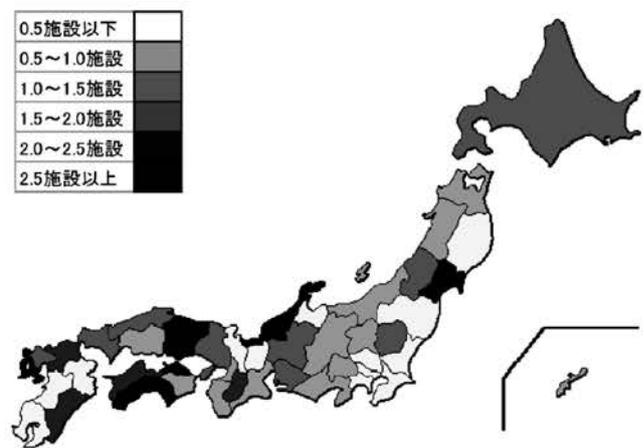


図9 都道府県別高齢者人口10万人あたり認定施設数

次に、高齢者人口10万人あたりの「認定」施設数をみると、各都道府県の平均値は0.8施設である。この中で、比較的整備が進んでいる都道府県は、岡山県(2.7施設)、香川県(2.5施設)、石川県(2.4施設)、高知県(2.4施設)等がある。逆に整備が遅れている都道府県は、岩手県、茨城県、富山県、滋賀県である。ちなみに、これらの県には「認定」施設は1施設もないといった状況である。

ブロック別にみると、比較的整備が進んでいるのは徳島県を除いた四国地方である。関東地方は上記のケアハウス施設数でも、他県に比し整備が遅れた地域であるが、「認定」施設でみると、更に整備の遅れが顕著になっている。

(2) 高齢者人口10万人あたり定員数 (図10、図11)

高齢者人口10万人あたりのケアハウス定員数をみると、各都道府県の平均値は267.2人である。この中で、比較的整備が進んでいる都道府県は、徳島県(671.0人)、鳥取県(632.6人)、香川県(621.7人)等がある。逆に整備が遅れている都道府県は東京都(63.6人)、神奈川県(71.6人)、沖縄県(91.2人)等がある。

ブロック別にみると、比較的整備が進んでいるのは四国地方、中国地方である。関東地方は前記(1)のケアハウスの施設数で述べたとほぼ同様の傾向にあり、特に東京都・神奈川県は施設数・定員数の両面で非常に整備が遅れているのが現状である。

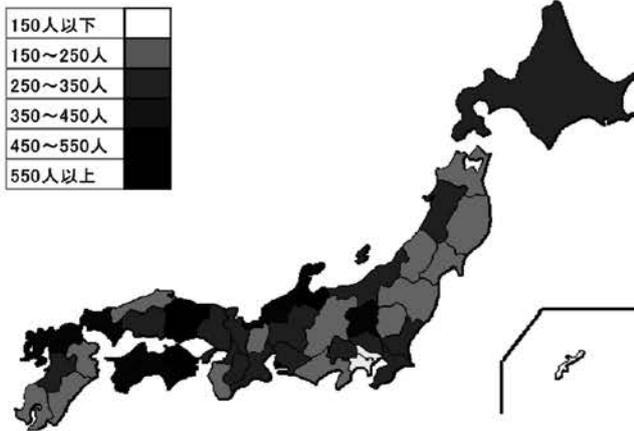


図10 都道府県別高齢者人口10万人あたり定員数

高齢者人口10万人あたりの「認定」定員数をみると、各都道府県の平均値は32.0人である。この中で、比較的整備が進んでいる都道府県は高知県(170.0人)、長崎県(96.8人)、岡山県(88.6人)等がある。逆に最も整備が遅れている都道府県は岩手県、茨城県、富山県、滋賀県である。これらの県は、前記(1)の「認定」施設で述べたように「認定」施設が1施設も無い県であり、従って「認定」定員も皆無である。

ブロック別にみると、比較的整備が進んでいるブロックは徳島県を除いた四国地方である。関東地方は前記(1)の「認定」施設数で述べたとほぼ同様の傾向にあるが、これら定員数でみると、更に整備状況は悪化している。

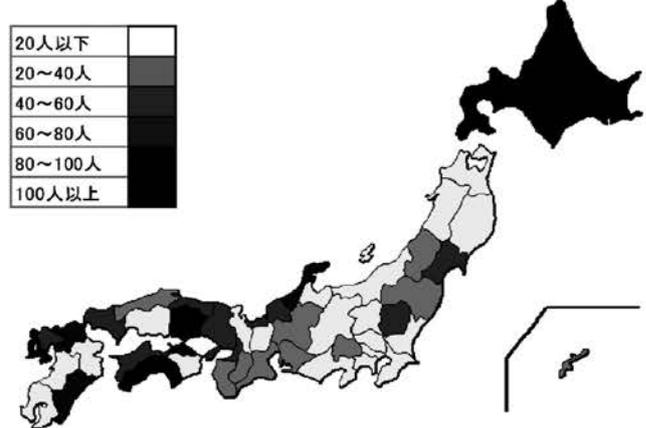


図11 都道府県別高齢者人口10万人あたり認定定員数

5. 市区町村別整備状況

(1) ケアハウスの有無 (表3)

市区町村別にケアハウスの設置状況を見ると、市が約70%と最も高い。次いで、区(65.6%)、町(22%)、村(5.8%)の順になっている。市・区では約7割にケアハウスが設置されているが、町は2割、村に至っては1割にも満たない設置状況である。このことは、逆に言えばケアハウスの無い市・区部は約3割にとどまるが、町では8割、村に至っては9割以上でケアハウスが設置されていないということになる。この様に町・村部の設置率の低さが突出しているのが実態である。

(2) 「認定」施設の有無 (表3)

次に、「認定」施設の設置状況を見ると、区が約20%と最も高い。次いで、市(15.9%)、町(2.3%)、村(0.2%)の順になっている。区・市部が2割前後の設置率であるが、町・村部では非常に低い設置率である。特に村では、全国で567村あるが、「認定」施設があるのはわずか1村と極めて少なく、ほとんどの村では身近に「認定」施設がない。

表3 市区町村別ケアハウス・認定施設の有無

	市	区	町	村	計
市区町村数	659	151	1991	567	3368
ケアハウス設置済み	463	99	438	33	1033
認定施設設置済み	105	31	46	1	183
ケアハウス設置率	70.3%	65.6%	22.0%	5.8%	30.7%
認定施設設置率	15.9%	20.5%	2.3%	0.2%	5.4%

設置済み…1施設でも設置されている市区町村数

(3) 1施設あたりの定員数 (図12)

1施設あたりの定員数をみると、区が47人と最も多い。次いで、市が42人、町が33人、村が29人である。また、市・区部は約7割が定員40人以上の施設であり、町・村部では約6割が40人未満の施設となっている。

次いで、1施設あたりの「認定」定員数をみると、上記の定員数と同様に区が49人と最も多い。しかし、市が38人、町が34人市町ではと大きな差はみられず、定員数ほど市と町で差がでていない。村は1施設しか認定を受けていないが、20人と小規模である。

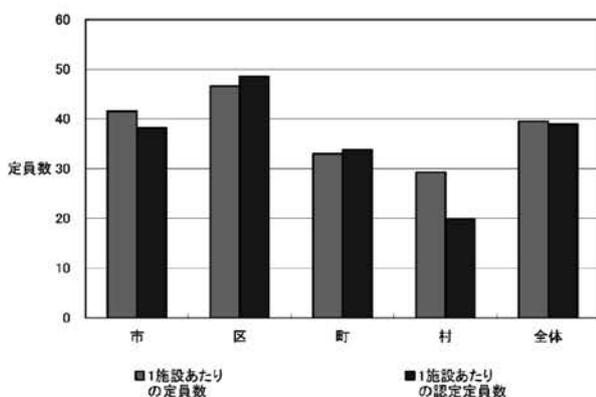


図12 市区町村別1施設あたりの定員数・認定定員数

(4) 「認定」施設比率 (図13)

「認定」施設比率は、区が22%と最も高い。次いで市と町がそれぞれ約10%の認定率にあり、市町での差はみられない。村の認定率は2%と非常に低い。

(5) 高齢者人口10万人あたり施設数 (表4)

高齢者人口10万人あたりのケアハウス施設数をみると、平均値は8.1施設である。その中で、市が9.4施設と最も多い。次いで町(8.7施設)、村

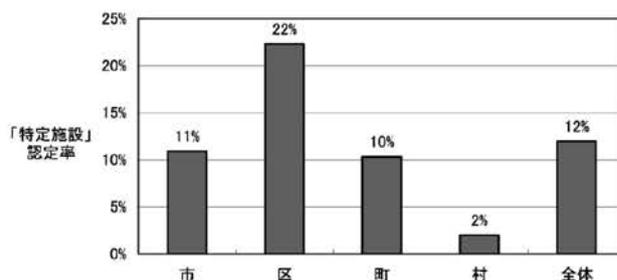


図13 市区町村別「認定」施設比率

(5.5施設)、区(4.0施設)の順になっている。

次に、「認定」のみの施設数をみると、平均は1.0施設である。その中で、市が1.1施設と最も多い。次いで区・町(共に0.9施設)、村(0.2施設)である。

区では、前述5. (2)「認定」施設でみたように比較的整備状況はいいが、高齢者人口10万人あたりの施設数からみると、村よりも整備が遅れている。いずれにせよ村は「認定」「未認定」共に整備が遅れている。

(6) 高齢者人口10万人あたり定員数 (表4)

高齢者人口10万人あたりのケアハウス定員数をみると、平均は320人である。その中で、市が391人と最も多い。次いで町(286人)、区(189人)、村(162人)である。

次に、「認定」のみの定員数でみると、平均は38人である。その中では、市が43人と最も多い。次いで区(42人)、町(30人)、村(3人)の順となっている。

前述5. (4)の「認定」施設比率をみると、区は比較的整備が進んでいるように見えるが、高齢者人口10万人あたりの「認定」施設数・定員数では、市、町とそれほど大きな差は無く、整備状況に大きな差はみられない。

表4 高齢者人口10万人あたりの施設数・定員数

	全高齢者人口	施設数	認定施設数	定員	認定定員
市	11516620	9.4	1.1	391	43
区	4155705	4.0	0.9	189	42
町	5254085	8.7	0.9	286	30
村	596373	5.5	0.2	162	3
合計	21522783	8.1	1.0	320	38

(7) 設置主体別施設数 (表5)

市区町村別にケアハウスの設置主体別施設数をみると、各市区町村ともケアハウスのほとんどを占める社会福祉法人が9割以上を占めている。その他では、市では医療法人2%、公立1%、区では公立・株式会社共に1%、町では公立3%、医療法人と組合が共に1%。村では医療法人6%、組合3%となっている。町・村部では、社会福祉法人以外の設置主体が若干多くなっている。

表5 設置主体別施設数

	社会福祉法人	医療法人	組合	公立	株式会社
市	97%	2%	0%	1%	0%
区	98%	0%	0%	1%	1%
町	95%	1%	1%	3%	0%
村	91%	6%	3%	0%	0%

(8) 設置主体別「認定」施設数 (表6)

次に「認定」施設をみると、上記(7)の設置主体別施設数と同様に各市区町村とも9割以上が社会福祉法人であり、「認定」施設が1施設しかない村の設置主体は社会福祉法人である。その他では、市では医療法人5%、株式会社1%、区では株式会社6%、町では医療法人、組合、公立がそれぞれ2%ずつとなっている。

表6 設置主体別「認定」施設数

	社会福祉法人	医療法人	組合	公立	株式会社
市	94%	5%	0%	0%	1%
区	94%	0%	0%	0%	6%
町	93%	2%	2%	2%	0%
村	100%	0%	0%	0%	0%

6. まとめ

以上をまとめると、以下のようになる。

(1) ケアハウス施設数について

- ① 近年、ケアハウス全体の施設数は、その増加傾向にかげりがみられるが、「認定」施設でみると増加傾向は続いている。
- ② ケアハウスの設置主体は、社会福祉法人が9割以上を占める。他の設置主体には医療法人・組合・公立・株式会社がある。
- ③ 社会福祉法人はケアハウスの大半を占めるが、認定施設は少ない。医療法人は認定施設が多い。株式会社は、近年登場し、施設数は少ないものの、全施設が「認定」施設である。

(2) 地域別整備状況について

- ① 高齢者人口あたりの施設数では、徳島県、鳥取県、香川県で整備が進んでいる。逆に整備が遅れている都道府県は、東京都、沖縄県、神奈川県等である。地域別では、中国・四国地方で整備が進んでおり、定員数でも同様の傾向にある。
- ② 高齢者人口あたりの「認定」施設数では岡山県、香川県、石川県、高知県で整備が進んでいる。逆に岩手県、茨城県、富山県、滋賀県では「認定」施設は1施設もないといった状況にある。この傾向は、「認定」定員数でも同様である。

(3) 市区町村別整備状況について

- ① ケアハウス設置状況では、市 \geq 区 $>$ 町 $>$ 村となっている。
- ② 「認定」施設設置状況では、区 \geq 市 $>$ 町 $>$ 村となっている。
- ③ 1施設あたりの定員数では、区 \approx 市 $>$ 町 $>$ 村となっている。
- ④ 1施設あたりの「認定」定員数では区 $>$ 市 $>$ 町 $>$ 村となっている。
- ⑤ 「認定」施設比率では、区 $>$ 市 \approx 町 $>$ 村となっている。
- ⑥ 高齢者人口10万人あたりの施設数では、市 $>$ 町 $>$ 村 $>$ 区となっている。
- ⑦ 高齢者人口10万人あたりの「認定」施設数では、区 \geq 市 \approx 町 $>$ 村となっている。
- ⑧ 高齢者人口10万人あたりの定員数では、市 $>$ 町 $>$ 村 $>$ 区となっている。
- ⑨ 高齢者人口10万人あたりの「認定」定員数では、区 \approx 市 $>$ 町 $>$ 村となっている。
- ⑩ 設置主体は、市区町村ともに社会福祉法人がほとんどを占めるが、町や村では、市や区よりも医療法人・組合・公立の割合が若干高い。

以上のようにケアハウスは「認定」施設を含め、中国・四国地方で整備が進んでいる。他の地域では、都道府県による差が大きい。その中でも関東地方の東京都・神奈川県の両都県で整備の遅れが目立つ。また、「認定」施設が、1施設も無い県が、4県もある。

市区町村別整備状況では、一見、区は市と同

様に整備が進んでいるように見えるが、高齢者人口10万人あたりの施設数や定員数でみると、大都市の区は村よりも整備が遅れていることがわかる。

これを「認定」施設でみると、設置状況では、市や区で整備が進み、町や村では整備が遅れている。ただし、高齢者人口10万人あたり「認定」施設数や定員数でみると、市、区、町でそれほど大きな差はみられない。しかし、村は全国567村ある中、「認定」施設は1施設しかなく、非常に整備が遅れている。村は過疎化や高齢化が進んでいるにもかかわらず、ケアハウスは「認定」施設を含めその整備が突出して遅れており、今後の施設整備の大きな課題の一つである。

いずれにせよケアハウスの整備状況は、各都道府県あるいは市区町村別にみても、高齢者にとってリロケーションを伴わない身近な施設とはほど遠い整備状況にあることは明白であり、今後の整備がまたれる。

【補注】

注1) 低額な料金で高齢者（場合によっては高齢者夫婦）に住居を提供する老人福祉施設で、すべて個室化されている。事務費コストは、利用希望者の年収により異なるが、毎日の生活費については本人負担となる。利用者は60才以上か、夫婦のどちらか一方が60才以上であることとされている。A型・B型・ケアハウスの3種類がある。

注2) 人員基準、設備基準、運営基準を満たし、都道府県知事から事業者指定を受けることが必要である。逆にいえばこれらの基準を満たすことのできないホームは、介護保険の特定施設とはなりえない。この特定施設入居者生活介護の認定を受けると、24時間体制で施設スタッフによる入浴や食事の介助、リハビリといった介護サービスを提供できるようになる。なお、介護サービスは当該ケアハウスで提供する「サービス提供型」と施設外部の介護サービスを利用する「外部サービス利用型」の2種類がある。

注3) 65歳以上の者で身体上または、精神上に

著しい障害があるために常時の介護を必要とするもの(寝たきり等)で、自宅での介護を受けることが困難なものを入所させ、必要なサービスを提供する。

注4) 「Activities of Daily Living」の略で、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常の生活を送るために必要な基本動作すべてを指す。高齢者の身体活動能力や障害の程度をはかるための重要な指標となっている。

注5) 介護保険制度が開始される2000年(平成12年)4月から5年間の介護サービス基盤整備などを盛り込んだ高齢者保健福祉計画。ゴールドプラン、新ゴールドプランを引き継ぐもので、ホームヘルプサービスの倍増など在宅介護に重点を置くほか、グループホームも計画に組み込まれた。

【参考文献】

1. 「最新ケアハウスガイド」、シニアライフ情報センター、2001年11月

「受理年月日 2008年9月26日」

